

国民健康保険に係る保険給付の一時差止通知書

年 月 日

様

堺 市 区 長 印

国民健康保険料について、納期限を過ぎても未だ納付されていません。

したがって、国民健康保険法第63条の2（第1項・第2項）の規定により、滞納保険料が整理されるまでの間、下記の保険給付を一時差し止めます。

なお、災害その他特別の事情により保険料を滞納している場合は、その旨を届け出てください。

記

一時差止の対象となる保険給付の内容

保 険 給 付 の 種 類	給付対象額
合 計	

（教示）

- この決定に不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内の間（この決定があった日から1年を超えることができない。）に限り、大阪府国民健康保険審査会（大阪府国民健康保険課内）に対して審査請求をすることができます。
- この決定に不服がある場合は、この決定に対する審査請求の裁決を経た場合においてのみ、当該裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内の間（当該裁決の日から1年を超えることができない。）に限り、堺市（代表者は、市長）を相手方として、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。ただし、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条第2項各号のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経なくても取消しを求める訴えを提起することができます。